

「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」等に関する
調査特別委員会調査事項の追加に関する決議（案）

下記のとおり「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」等
に関する調査特別委員会調査事項の追加を決議する。

記

1. 調査事項

本市議会は、豊橋市の本事業に関わる、よりよいまちづくりに資するため、
次の事項について追加で調査するものとし、「多目的屋内施設及び豊橋公園東
側エリア整備・運営事業」等に関する調査特別委員会に付託するものとする。

- (1) 「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」等を活かした
まちづくりについて

令和8年6月〇日

豊 橋 市 議 会